

事務連絡
令和2年6月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について調査項目
一部変更のお知らせ（その8）

感染症指定医療機関等における個人防護具（PPE）等の医療用物資の備蓄見通しや想定消費量については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）により、病院の医療提供状況等については、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（厚生労働省において委託する団体）から、貴管内の医療機関に対して直接調査をしているところです。

この度、医療機関が閲覧するWEB調査のトップページに、緊急要請の専用のページへのアイコンを新設し、日々、医療機関が医療用物資ごとに「緊急配布（SOS）」を要請できるようにしました。WEB調査のトップページのイメージ等は別添1をご参照ください。

加えて、「医療機関における医療用物資の緊急時への対応について（その3）」（令和2年6月26日事務連絡）及び「WEB調査結果の活用マニュアルの改定について」（令和2年6月26日）に基づき、国又は都道府県から医療用物資の緊急配布を受けるためには、WEB調査への回答が必須となります。

このため、貴管内の病院だけでなく、新規に新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う診療所及びPCR・抗原検査のための検体採取を行う診療所等（いずれも今後実施する予定の場合を含む。）も含め、確実にWEB調査にご回答いただくよう、WEB調査への登録等の詳細については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）に基づき、医療機関への周知をお願いいたします。